

第3回 岬町子ども・子育て会議 会議録（要旨）

平成26年7月29日（火）午後3時00分～

岬町子育て支援センター会議室

（開会）

- ・ 事務局人事異動の報告（課長、主幹異動）
- ・ 資料の確認
- ・ 委員の出席状況の報告（12名中8名出席により会議成立、欠席4名中1名は遅刻の連絡）
- ・ 情報公開にもとづく傍聴申出の許可確認（傍聴申出2名）

（会長） それでは議事に入ります。

案件（1）「岬町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について」事務局から説明をお願いします。

（事務局） 「岬町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について」資料に基づき説明

続いて、「岬町における子どもと家族を取り巻く状況について」資料に基づき説明

（会長） 「岬町子ども・子育て支援事業計画骨子案と国の基本方針との関連」と内閣府から出ている「市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ」について説明があり、その補足として「岬町における子どもと家族を取り巻く状況について」説明がありました。

制度が変わる前ということで非常に複雑になっていますが、「岬町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について」ご意見・ご質問はありますか。

（事務局） 法律の関係についてもう一度ご説明させていただきます。いわゆる子育て関連3法が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援制度」が始まります。この基となる計画が「子ども・子育て支援事業計画」です。この計画は「市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ」にありますように、乳幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の需給計画であり、そのニーズを把握してニーズを満たす体制を整備するものです。

これまで岬町では次世代育成支援対策推進法に基づいて次世代育成支援後期行動計画を策定し実施してきました。普通は法律が変わっても移行するわけですが、最初に説明しましたように、「子ども・子育て支援事業計画」は対象年齢が乳幼児期になります。片や、次世代育成支援行動計画は乳幼児期にこだわらず青少年健全育成の部分まで含みます。まず年齢対象が大きく違います。では、次世代育成支援行動計画は法律に基づいて期限が切れたから達成されていなくても終わりかといえば、そうではありません。この4月に国において次世代育成支援対策推進法が改正され、期間が10年延長され、これまで義務計画であった市町村計画は努力義務となりました。つまり、今までは次世代育成支援対策推進法に基づいてつくっていた計画が10年延長されたものの、任意策定の分野に変更されたわけです。

では、任意変更された部分について町としてどうしていくのか。これについては予算面の問題もありますので断言はできませんが、なんらかの形で継続したものは必要と考えておりますが、改正された次世代育成支援対策推進法の指針が出るのが9月頃と聞いていますので、必然的に「子ども・子育て支援事業計画」の中に一体的に盛り込むのは難しいと考えています。ただ、産休・育休あけの保育、虐待防止、母子または父子の自立支援などについては、次世代育成支援行動計画の中から抜き出して、「子ども・子育て支援事業計画」の中に任意事業として書き込むことは可能と考えており、一部盛り込むというのはそういう意味です。ですから、法律のほうの後追いになりますが、対象年齢からはみ出た部分については任意策定という位置づけとなっています。

法律の移行により対象年齢が違うので混乱するかもしれませんが、あくまでも今回審議していただく「子ども・子育て支援事業計画」は、乳幼児期の学校教育・保育・13の地域子ども・子育て支援事業についての需給計画という位置づけで策定したいと考えています。そして、次世代育成支援行動計画については、努力義務にはなりましたが、なんらかの形でつくっていく必要はあると考えています。

そのまま移行すれば問題はないのですが、現状は今説明した形で国のほうで動いていますので、町としてもそれに連動していきたいと考えています。

(会長) 次世代育成支援行動計画についても岬町としては策定するつもりではあるが、この会議では「子ども・子育て支援事業計画」について審議するということです。

これまでの説明についてご意見・ご質問はありますか。

岬町では年齢構成が高齢化しており、若い人たちが少ないから出生率も低下しているという状況になっています。子育てしやすい環境をつくることで若い世代が岬町に根づいていき子どもも増えていくという見通しを持ちたいという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) そうです。岬町では65歳以上が年々増加しており、平成26年3月末現在で高齢化率は33.3%で、大阪府下で2番目に高い高齢化率となっています。

ひとつは出生数が少ないことですが、それは若い世代が少ないからという理由もありますし、晩婚化の影響もあるかと思えます。総人口と人口構造を見ていただきますと、15～64歳の生産年齢人口が減っており、それに伴う出生数の減少もあるかと思えますし、人口自体が減っているということもあります。いわゆる働く世代が転出する社会的流出により、そこに子どもがいれば子どもの数も減っていきます。自然減と社会減の両方があると思えます。特に出生数についてはこの2年で急激に減少し70人台となっています。子育て支援を充実させることで人口流出を食い止める、あるいは出生数が増える方向になっていけばと考えています。

(委員) 関西電力の撤退が大きく影響しているのではないかと思います。関西電力の寮や宿舎には若い世代の労働者の夫婦がいましたので、その子どもさんたちが通園している時には60～70人の園児数でしたが、閉鎖になった途端に園児数が減ってしまいました。町内に働く場所がない。関西電力は原発の問題で再稼働の見通しは立っていません。

(事務局) 町からの申し入れや議会においても働きかけをしていただいておりますが、なかなか

いい返事はもらえてないようです。その辺も人口減少の大きな要因となっているのではないかと思います。

(会長) 新しい企業の誘致が進めば、働く場が増えて、若い世代も増えてくるかもしれないですね。

(事務局) 町では就労という面からも関西空港予定跡地への企業誘致を行っています。現在のところ、太陽光発電の事業者2社、お菓子を製造している松風庵の工場、熱交換器を製造しているクロセなどを誘致しました。雇用拡大とまではいっていませんが、クロセについては100人規模の雇用が見込まれており、生産年齢人口の増加の可能性はあると思っています。また、岬町の用地ではありませんが、関西電力の跡地について関西電力と協議していきたいと考えておりますが、まだ具体的な話にはなっておりません。

(委員) 太陽光発電はパネルを並べているだけなので、人手はあまり要らないんですね。

(事務局) 今は人がたくさん就業するような企業誘致は難しい状況があります。システム化が進むにつれてどこも雇用者は減っていく傾向にあります。

(会長) 町としてもいろいろ努力はされているのですが、難しいですね。

(事務局) 岬町は昭和53年が人口のピークでした。そこからずっと減り続けているわけです。その間、総合計画であるとか、都市計画のプランであるとか、いろいろな計画を立てるたびに少子高齢化の話が出て、「働く場所がない」「住む場所がない」ということが基本的な要因として言われてきています。岬町では大規模な開発の話もいろいろとありましたが、現実化したのは望海坂の住宅開発で、あそこには子育て世代がかなり増えています。淡輪地域は望海坂のおかげで横ばいですが、多奈川地域、深日地域では人口は大幅に減っていています。

(委員) 望海坂には大阪から移住されてきた人も多く、勤務地が大阪という方もいます。岬町から大阪まで通勤するには片道2時間ぐらいかかります。保育所は時間が決められているので、正社員で働いている方は5時、6時でも、残業して7時ともなると、そのあとをサポートする場所や人もいないので、仕事をあきらめたり、あるいは大阪へ戻っていくという方もいます。就労している家庭への支援がもっと充実していたら、人口流出を食い止められるのではないかと思います。

(事務局) 確かにそういう方はいると思います。また、土日が仕事で平日が休みの人もいます。そういう方のために休日保育、保育時間の延長、あるいはファミリーサポートセンター事業につなぐような施策がありますが、需要と供給のバランスがどれぐらいあるのか、その辺も見極めていく必要があると思います。都市部には24時間対応の保育所がありますが、休日保育をしている所は公立では少ないと思います。

(委員) 実施しても希望者があるかどうかということもありますね。

(事務局) 預かる子どもが1人でも複数配置しないといけないとか、基準の中には合理的でない部分があります。その辺りも見えていかないといけないと思っています。

(委員) 時間が過ぎるので預けられないということで仕事をあきらめている人はたくさんいます。でも、それがクリアできるなら仕事に行こうと思うわけですから、そうすれば需要がどんどん広がっていきます。

(事務局) ファミリーサポートセンター事業は子育て支援事業の中に位置づけられていますが、

ある程度融通が利いて使い勝手がいいような気はします。

(委員) 子育て支援センターでも一時保育がありますが、センターの開設時間内です。ファミリーサポートセンターは最大 22 時までだと思います。

(事務局) ファミリーサポートセンターは理屈的にはよくわかるのですが、支援者（預かる側）の研修とか知識を備える必要があります。事業の中の一時預かりで民生委員の方にご協力をいただいておりますが、責任問題云々が出てきます。

(委員) 遊ばせていて怪我をさせたらどうするのかとか、預かる側は難しいですね。また、行っても預かる子どもがいなかったりすることが何日も続くと、行かなくてもいいだろうとなります。

(事務局) 「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられている事業で一番親が希望するのは、ファミリーサポートセンター事業と病児保育事業だと思いますが、一番難しい事業でもあります。病児保育は命に関わる問題にもなってきます。ただ、親御さんにとってはニーズの高いサービスだと思います。

(委員) 一番必要なことなんですけどね。

(委員) 子育て支援事業も大事ですが、やはり人口を増やさないといけないですね。余談ですが、みさき公園駅のそばに大きなマンションが建てば便利ですし、実際に計画をしたこともありますが、実現には至りませんでした。駅前の便利な所であれば人が来てくれて人口が増える可能性はあります。

(事務局) 前回の国勢調査で就業地をたずねたところ、大阪市が一番多くなっています。大阪市までは片道 1 時間～2 時間かかる方もいますし、5 時に仕事が終わっても帰ってくるのは 7 時頃になります。また、近場で働いていても、朝が早いと保育所が開所していない場合もあります。だから、職場の近くの保育所に預けられないかということで、広域入所制度というものがあります。広域入所制度は両方の市町村の協議が整えば預けられるわけですが、大阪市内に行くほど待機児童が多くて入れないわけです。

(委員) 岬町は環境が良いということで定年後の人が転入してくる傾向もあります。

(会長) 実態を把握したうえで、ニーズの高いところに対応していく必要があります。子どもを預かる立場から何かご意見はありませんか。

(委員) 子育て支援センターの一時預かりは、自営業の母親で毎日働いていないので保育所に入れなかったり、リフレッシュのためとか、同じ家庭の子どもが毎回利用するケースが多いです。幼稚園の夏休み期間中には、未就園児の下のお子さんと一緒に利用する方もいます。また、地域に遊び友だちや遊ぶ場所がない方が親子連れで利用したりと、子育て支援センターは親子で自由にいつでも遊びに来ることのできる場所として喜ばれています。町外から利用している方もいます。子育て支援センターの名前の通りその役割を果たしており、今後も期待に応えられるよう、新しい講座や催しなどを考えていきたいと思っています。

(委員) 「岬町における子どもと家族を取り巻く状況」の 7 ページの教円幼稚園の預かり保育の時間について、最初は 17 時だったのですが、阪南市から来ている利用者の仕事が 17 時までだからということで 30 分延長しました。夏休みについても同様に 17 時 30 分まで毎日実施しています。また、最初は 1 人の利用だけだったのですが、利

用者の紹介で2人、3人と増えてきて、泉佐野市の人もおり、朝は7時30分から預かっています。できるだけ利用者のニーズに合うように対応しています。

(委員) 海星幼稚園も月曜日～金曜日は17時30分まで、夏休みは8時30分～16時30分となっています。

(会長) 淡輪幼稚園は水曜日のみですか。

(委員) 水曜日のみですが、今年度から保育終了後16時30分までとなっています。なお、修了式などで給食を食べないで帰る日は11時～16時30分まで対応しています。

(委員) 淡輪幼稚園は夏休みや冬休み期間中の預かり保育は？

(委員) 実施していません。

(会長) 他にご意見はありませんか。ご異議がなければ、この骨子案を基に計画策定を進めていきたいと思えます。ニーズのあるところに対応する支援ができれば町が活性化されて、転出を食い止め、人口も増えていくのではないかとというご指摘もありました。その辺にも留意して今後の計画策定に生かしていただきたいと思えます。次に、案件(2)「岬町における「認定こども園」設置に対する考え方について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 「岬町における「認定こども園」設置に対する考え方について」資料に基づき説明

(事務局) ただいまの説明に補足させていただきます。岬町は淡輪のみ公立の幼稚園と保育所があり、幼保連携型を考える場合はここしかありません。ただし、岬町は幼稚園と保育所の施設が全部で6箇所ありますが、どの施設も定員割れで待機児童がないという状況の中で、果たして認定こども園自体が必要なのか。「今後、幼保連携型認定こども園への移行を視野に検討を進める必要があります」と書いてあるのは、ここしか考えられないということで書かせていただいておりますが、岬町の実態として認定こども園が馴染むのかどうかという検討が必要だと考えています。子ども・子育て支援制度の考え方では、認定こども園を普及させていくという大きな指針があり、それとの兼ね合いもありますが、そういった原点から考えていく必要があるのではないかと思います。

また、認定こども園のタイプは3つ書かれていますが、実は4つあります。もうひとつは、地方裁量型といいます。幼稚園、保育所いずれの認可もない施設、要するに無認可施設ですが、岬町にはそういう施設はありません。岬町では幼稚園型、保育所型、幼保連携型の3つのタイプが考えられるということで、地方裁量型は省いておりますのでご理解いただきたいと思います。

(会長) 今事務局から説明がありましたように、私立幼稚園に関しては新制度に移行するかどうかはこれからということですか。

(事務局) 意向は伺っていますが、まだ返事をいただいております。

(委員) ヒアリングは受けています。国は法律として認定こども園への移行を進めているわけですが、たとえば公立がそのまま行くとした場合、交付税が切られるような話も聞いています。そうすると町としては負担が大きくなってきます。

(事務局) ここには書いておりませんが、いろんな圧力は公私ともあると思えます。たとえば、現在行っている私学助成の減額や私立幼稚園・公立幼稚園・保育所の就園奨励金の停止、公立の場合は100%町ですから地方交付税の減額などが出てくる可能性は大き

いです。私立幼稚園のほうでも判断はしにくいと思います。小さな規模であればある程度運営はできるが大きくなればなるほど財源が不足する傾向にあるというのが、今国が示している公定価格であり利用者負担と聞いています。

現在認定こども園として運営している全国的な協議会が、新制度に移行するか否かのアンケートをとったところ、回答のあった 201 園のうち 25% (50 園) が認定こども園をやめることを検討しているという回答でした。財源構成が見えてないものも多く、今後国において何らかの動きがあるのではないかと思います。

(委員) 消費税を上げた分が財源に乗ってくるのは平成 29 年度だと言われていましたから、27 年度に取り込めるかどうかというところ非常に不安定なところがあります。しかも財源は消費税 10%が前提になっています。

(事務局) 我々ももっと勉強しないといけないと思っています。認定こども園の制度は財源的に非常にややこしくなっています。上乗せ徴収を認めるとかいろいろな部分があり、具体的な話も出ていません。枠組みは出ていますが、理解しにくく、実際の運営にとってどうなのかは判断が難しいところがあります。特に私立幼稚園は認定こども園を想定した場合は難しいと思います。

(委員) 大規模園はどこも踏み切れていない。和歌山市は一貫して移行しないと断言しています。国は入ってほしいから法律化したのに、どこも入らないというのが現状です。

(事務局) そもそも認定こども園の目的は待機児童解消ですから、6 園とも定員割れしている岬町で必要性があるのかどうかという素朴な疑問があります。ところが、国は一定して全国に普及させようという方針です。

(会長) 地域の実情は様々なのに、どうなのでしょうかね。

(委員) 岬町のように待機児童もなく子どもの数が減っていくような所の教育・保育は置いておいて、待機児童が多いところばかりに財源を入れていくと平等性がなくなりますから、どこの地域であっても子どもがいる限りは手を差し伸べていかないといけないんですね。だから、平等ということでは、子どもの人数の少ないところにはやや手当を上げているという傾向が感じられます。従来であれば、私学助成の場合、規模が大きいところは多く、小さいところは見捨てられるというわけではないですが、同じことをやっても減らされているというのが現状です。

(事務局) 利用人数単位で基本額が変わってきます。

(委員) 子ども・子育て支援制度では、小さいところであっても手厚くしないと運営できなくなり子どもを放ってしまうことになってしまいます。それでは平等性が保てないので、そういう配慮は確かに動いています。最低限何とかやれるようにということです。

(会長) 定員が割れていても運営できるようにということです。

私立幼稚園の動向も含めて、岬町の現状でも認定こども園が必要かどうかということですが、来年度から新制度は始まります。

(事務局) 計画の中では設置数であるとか、普及の考え方を書けばいいのであって、必ずしも 27 年度から全部やらなければいけないということではありません。おそらく私立幼稚園は、大きくなればなるほど 1 年は様子見ということだろうと思います。

(委員) ほとんどがそうです。バンジージャンプにたとえて、あれは暗闇でやるほうが怖くないと、おもしろいことを言う園長がいました。周りが見えてきたら怖いというこ

とですね（笑）。

（会長） 現状としては、認定こども園を設置するかどうかの結論は出ていないということですね。

（事務局） そうです。慎重に考えるべき問題ですし、早急に結論を出す必要もないと思っておりますが、計画を策定していくうえでどのような表現をするか大阪府との協議が必要と思っております。

（会長） 認定こども園設置に対する考え方について、他にご意見等はありませんか。

（事務局） 認定こども園は、午前の教育の標準時間中はクラス単位で行い、午後は保育の分野に入るという形の運営がほとんどだと思いますが、イメージとしてどう思われますか。

（委員） ニーズはあるのでしょうか。

（事務局） 少なくとも保護者にとってはそんなに変わりません。

（委員） 認定こども園自体のことをわかっているのでしょうか。私たちが考えるよりも、対象の子どもさんを持っている方の意見を聞く必要があると思います。待機児童が多くてどうしようもないと「さあ、動かないといけない」と思うのでしょうか、人数が少ないところではあまり必要性がないのでは。

（委員） 公定価格というものが仮単価で出ていて、ある程度は財源で負担するとなっております。もうひとつは無償化という流れもあります。所得によって変わりますが、認定こども園になったら経済的な負担がかなり軽くなるのであれば、親も認定こども園のほうが良いと思ってくるかもわからない。また、親が働いているかどうかで1号認定と2号認定に分かれますので格差が出てきます。3号認定は3歳までの子どもですが、その辺りがきめ細かいというか、手間がかかるところがあります。

（事務局） 親の就労時間によって2号認定と3号認定は標準保育時間が長時間（120時間）と短時間（48時間）の保育に分かれますし、なかなかややこしいです。

昨年のニーズ調査で利用したい定期的な保育サービスについてたずねたところ、幼稚園が32.4%、幼稚園+幼稚園の預かり保育が47.6%、保育所が34.1%、認定こども園は12.1%という結果でした。逆にいえば、岬町では保育所であろうと幼稚園であろうと入れるわけです。認定こども園制度は平成18年10月から始まりましたが、国は旗を振っていますが認定こども園は進んでいません。親が働いているから保育園、教育を受けさせたいから幼稚園という潜在意識があって、保護者がそういうふう理解してしまっているの、なかなか認定こども園が進まないのではないかとされています。

（委員） 一つの園の中でこれは保育所分、これは幼稚園分と会計処理が二重になっていますし、管轄が保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省と違っていますが、今回の制度では内閣府に統一されて一元化されますので、そういった煩雑さから解消されるのは有難いです。

（事務局） 世間的な常識もあまり変わっていないということです。幼稚園は教育の場、保育園は親が働いている子どものための場という認識が、運営している側よりも預ける保護者のほうが根強いことが、認定こども園が進まない原因のひとつだと思います。会計処理が非常に複雑だということは確かに指摘されています。

- (委員) 今は変わってきていますが、昔はそういう雰囲気は強かったですね。
- (委員) 認定こども園に移行すると、先生の資格はどうなるのですか。
- (委員) 両方の資格が必要です。ただ、今の短大卒業の方はほとんど両方の資格を持っています。
- (事務局) 言い方は悪いかもしれませんが、すでに幼稚園と保育所で相互乗り入れをしている部分はあります。幼稚園は当然教育の場ですが、預かり保育ということで延長して保育の時間があります。片や保育所は保育に欠ける子どもを預かっていますが、4歳、5歳になると就学前教育をしています。相互乗り入れはできているんです。
- (会長) 現在、町立の保育所と幼稚園で働いている先生方は両方の免許をお持ちなのですか。
- (委員) 50代以上の方は片方だけの人が多いです。
- (事務局) 幼稚園教員の資格を取りにいった方は保育士の資格も持っている方が多いですが、保育士資格を取りにいった方は幼稚園教員の資格は持っていない方が多いです。
- (委員) 岬町の「認定こども園設置に対する考え方」はよく考えて表現しているのでいいと思います。
- (事務局) 結論としては岬町に認定こども園は馴染むのかどうかだと思います。
- (委員) ただ、国の法律が決まってしまったので法律を変えるわけにはいきません。そうするとこちらの対応を考えないといけない。
- (会長) 岬町としてはこれから検討していくということですね。
- (事務局) そうです。これから計画にどういうふう書き込むかが一番難しいところです。
- (委員) 骨子案は9月の議会にかけるのですか。
- (事務局) 骨子案はかけません。「子ども・子育て支援事業計画」が出来上がった段階で報告はしますが、議会の承認を得る必要はありません。
- (会長) それでは、「認定こども園設置に対する考え方」については、案のとおりとしてよろしいでしょうか。異議がないようですので、案のとおりとします。
- (事務局) 認定こども園については岬町と同規模の自治体と情報交換しながら考えていきたいと思っています。
- (会長) 案件(3)「その他」としまして、本計画や子ども・子育て新制度等について、委員の皆さんから何かございませんか。なければ、事務局から事務連絡等があればお願いします。
- (事務局) 今後の子ども・子育て会議のスケジュールについて説明します。平成26年度中に計画を策定することになっております。今後、国から定まっていない基準や指針が示されてくると思いますので、それらに対応して2～3回会議を開催したいと思っています。次回は9月か10月に会議を開催することになると思います。決定次第ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- (会長) 次回の会議は9月か10月に開催するということですのでよろしくお願いいたします。
- (委員) ひとつご了解いただきたいのですが、認定こども園の方針が決まっていないので、今年は平成26年度内の中で27年度を見越して従来通りの園児募集をさせていただき、いろんなことが明確になってきたらその都度対応をとっていききたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。
- (事務局) 一番心配していることは、利用料です。今は一律ですが、新制度では所得階層によ

る応能負担に改正となります。しかも、今回示されている利用料の標準金額は私立用です。本来では町も9月、10月には園児募集をかけるのですが、なかなかかけづらい状況があります。他の市町村を見ても、12月ぐらいになるのではないかと思います。

(委員) 町からはピラを配るとか何か広報はされるのでしょうか。

(事務局) 募集についてというよりも制度が変わることについて何か広報を考えないといけないと思っています。タウンミーティングは行いましたが、なかなか詳細までは説明できませんし、保護者の手続き上はあまり変わらないんですね。その辺の問題はないのですが、やはり利用料を示さないと募集にはなりません。私立幼稚園の場合は、新制度に移行される場合でもそうですが、今示されている利用料は入園料込です。

(委員) 大阪府の私立幼稚園の連盟からは従来通りでやっておくようにと言われていますが、新制度になると入園料は取れなくなります。

(事務局) 上乗せ徴収の設定もありますので、その辺も書き込まないといけないのですが、本体が決まらない中ではそこまで決まることもないと思います。募集をかけるにあたって利用料は大きな問題です。標準の目安は示されていて、国は幼稚園の平均的な単価から就園奨励金を引いた額をベースに考えたと言っていますが、自分のところのベースでやってみようかなと考えているところです。

(会長) 他にご意見等はありませんか。なければ、これで本日の案件はすべて終了しましたので、第3回岬町子ども・子育て会議は閉会とさせていただきます。後日でも質疑、ご意見等がありましたら事務局までご連絡をお願いします。
本日は審議ありがとうございました。

午後4時45分 (閉会)